

第5次 愛知県 環境基本計画 概要版

2 飢餓をゼロに



1 貧困をなくそう

3 すべての人に健康と福祉を

5 ジェンダー平等を実現しよう



4 質の高い教育をみんなに

6 安全な水とトイレを世界中に



10 人や国の不平等をなくそう



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

11 住み続けられるまちづくりを



8 働きがいも経済成長も

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう



16 平和と公正をすべての人に



15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナースHIPで目標を達成しよう

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
第2章	「あいちの環境」を取り巻く現状	2
1	社会経済情勢の変化	2
2	地球環境の危機的状況	2
3	本県の環境の状況	3
第3章	計画の目標	6
1	計画の目標	6
2	目標の実現に向けた環境施策展開の考え方	7
第4章	環境施策の方向及び指標	8
1	地球温暖化対策	10
2	自然との共生	12
3	資源循環	14
4	安全・安心の確保	16
5	行動する人づくり	18
第5章	計画の推進	20
1	計画の推進	20
2	計画の進行管理	20
	策定の経過	21

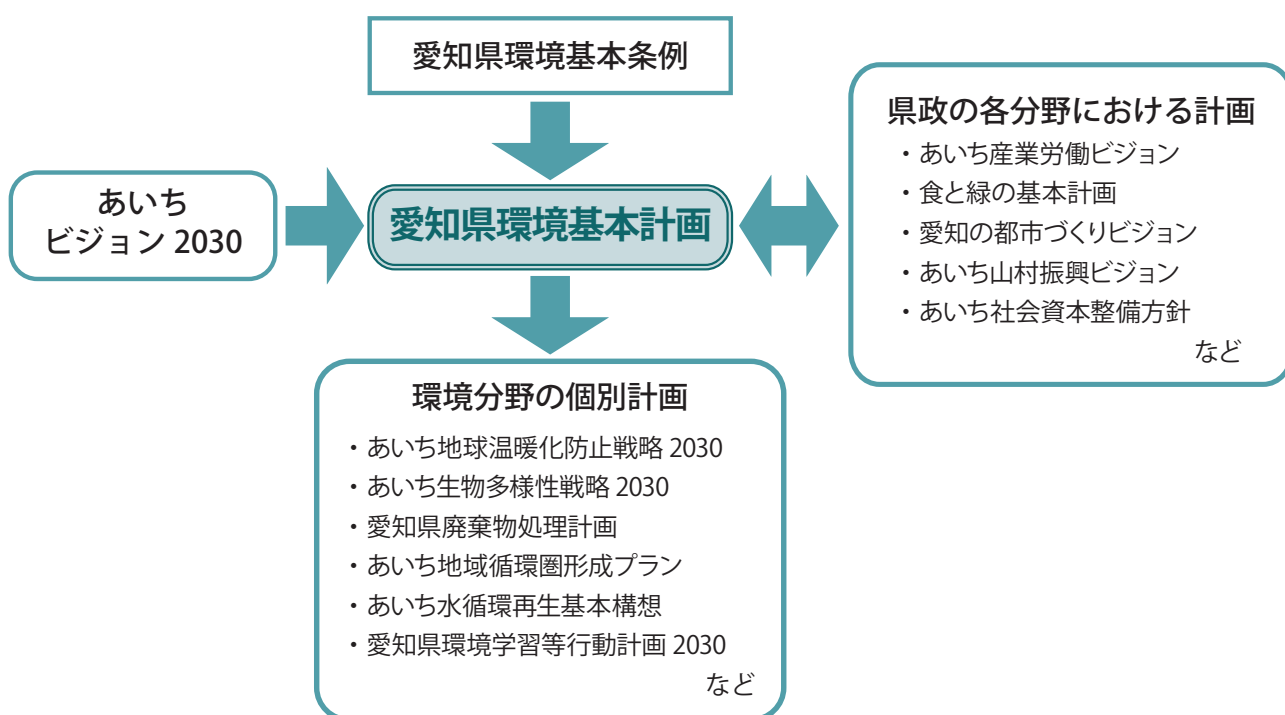
第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

- ◆ 極端な気象現象の観測、急激な種の絶滅、プラスチックごみによる海洋汚染など、地球環境の悪化は深刻さが増し、危機に瀕しています。
- ◆ 2015年の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、環境、経済、社会の諸問題を統合的に解決する社会へと変革していく重要性が示されています。
- ◆ 本計画は、県民・事業者等の参加と協力のもと、持続可能な社会の形成を目指し、本県の環境施策の方向性を示すために策定するものです。

2 計画の位置付け

- ◆ 本計画は、愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。



3 計画の期間

- ◆ 2040年頃までの長期を展望した上で、2021年度から2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示します。

第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状

1 社会経済情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組拡大

- ◆ SDGsの達成に向け、企業、NPOや市町村などでも取組が進められています。
- ◆ 環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資が拡大しています。
- ◆ 本県は、2019年7月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、全庁を挙げて取組を推進しています。

(2) 環境、経済、社会の一体化

- ◆ 環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化してきています。例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっています。

(3) AI、IoTの進展 ～産業の変化～

- ◆ AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット化）といった第4次産業革命は、豊かで質の高い生活の実現の原動力になることが想定されています。
- ◆ 環境産業の市場規模は、2050年にかけて上昇傾向を続けると見込まれています。

(4) 新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換

- ◆ テレワークやウェブ会議等、感染症対策を進めながら環境対策にもなる取組を継続的に推進していく必要があります。

課 題

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による危機的な状況を、環境にやさしい持続可能な社会経済システムに変革する機会とすることが必要です。

2 地球環境の危機的状況

(1) 地球温暖化対策

- ◆ 気候変動及びその影響が国内外で顕在化しています。
- ◆ 菅内閣総理大臣は、2020年10月の第203回国会の所信表明演説で「我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言しました。

(2) 自然との共生

- ◆ 生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少しています。
- ◆ 2010年に本県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で愛知目標が採択され、COP15ではポスト愛知目標が採択予定となっています。

(3) 資源循環

- ◆ プラスチックごみによる海洋汚染や中国等による使用済みプラスチックの輸入規制など、プラスチックごみが世界的な問題となっており、国は2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- ◆ 世界的な問題である食品ロス(まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品)に対応するため、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

課題

- 本県での取組が地球環境に影響を及ぼすという認識のもと、国際的な枠組み、国の取組を踏まえ、県民、事業者、NPO、行政等が一体となって環境分野で日本をリードする役割を果たすことが必要です。

3 本県の環境の状況

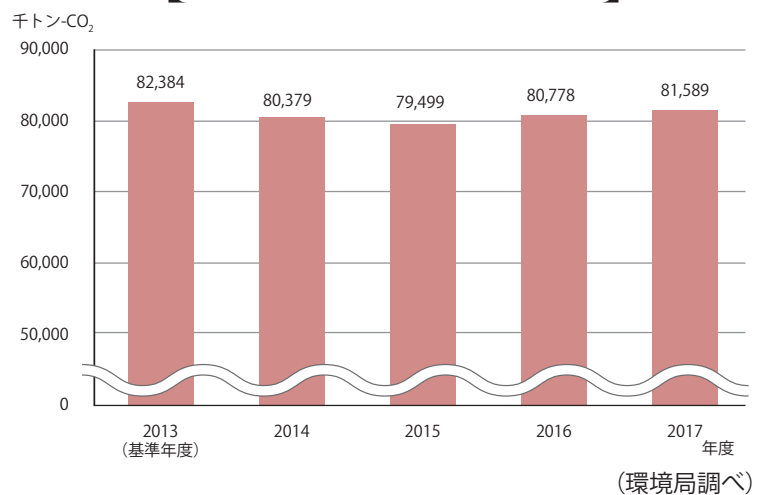
(1) 地球温暖化対策

- ◆ 2017年度の本県の温室効果ガス総排出量は、基準年度(2013年度)比で1.0%の削減にとどまっています。

【温室効果ガスの総排出量の推移】

- ◆ 2020年3月末までの固定価格買取制度(FIT)に係る再生可能エネルギーの導入容量は全国2位、うち住宅用太陽光発電及びバイオマス利用では全国1位となっています。

- ◆ 2020年3月末時点の電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池自動車(FCV)の普及台数は全国1位となっています。



課題

- 日常生活や事業活動での「徹底した省エネルギー」と再生可能エネルギーの普及などの「創エネルギーの導入拡大」を図り、温室効果ガスの大幅な削減を進めることが必要です。
- 気候変動の影響に適応するための施策を推進することが必要です。

(2) 自然との共生

- ◆ 絶滅のおそれのある種の数が増加しています。
- ◆ 外来生物法で指定されている特定外来生物は、県内では 34 種が確認されています。また、ニホンジカ等の生息数が増加しており、生態系への影響や農作物被害が問題となっています。

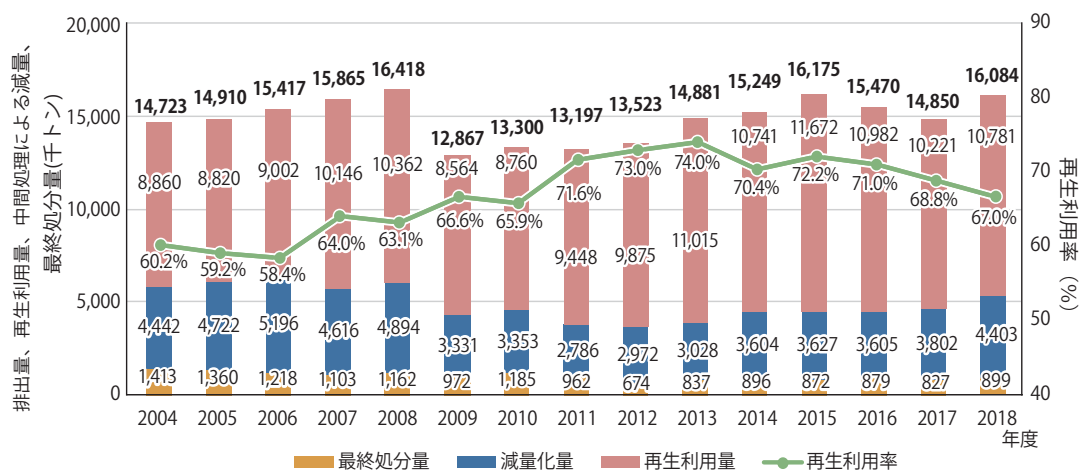
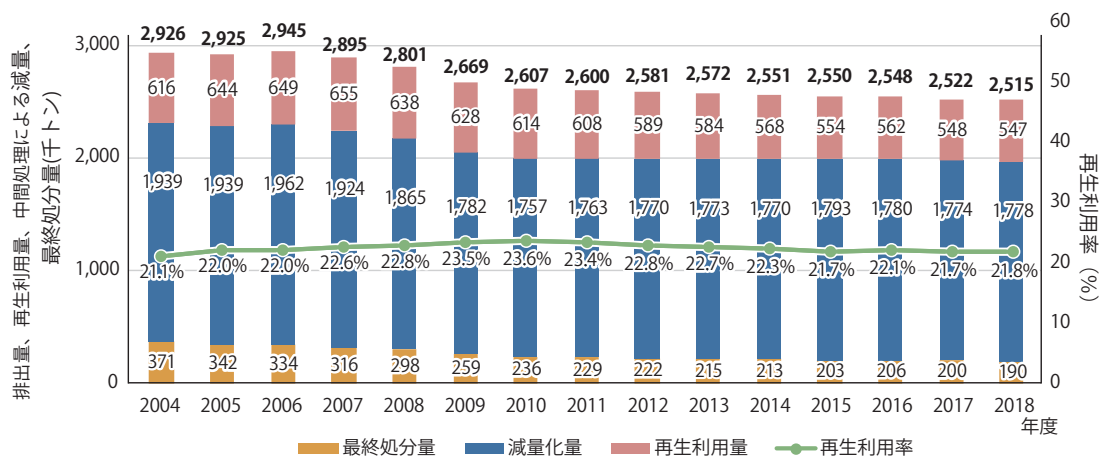
課題

- 優れた自然環境を有する地域の保全や絶滅危惧種の保護、侵略的外来種による生態系への影響の抑制、ニホンジカ等の個体数調整の強化を行う必要があります。
- 日常生活や社会経済活動に「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考え方として組み込まれる「生物多様性の主流化」を進めていく必要があります。

(3) 資源循環

- ◆ 一般廃棄物の排出量及び最終処分量は減少傾向で、再生利用率は横ばいとなっています。
- ◆ 産業廃棄物の排出量は横ばい、最終処分量は減少傾向でしたが、2018 年度は前年度より増加しています。また、再生利用率は減少傾向にあります。

【一般廃棄物（上） / 産業廃棄物（下）の排出量等の推移】



(環境局調べ)

課題

- 未利用資源・エネルギーの有効活用やリサイクルを通じて、より広域的な循環にもつなげていく重層的な「循環の環」の構築（「地域循環圏」）の実現を目指していくことが必要です。
- 3R の取組の一層の推進や廃棄物の適正処理の徹底が必要です。

(4) 安全・安心の確保

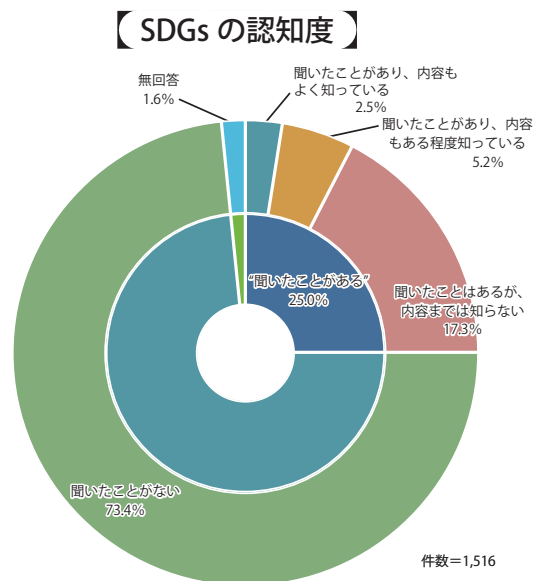
- ◆ 大気環境、水環境の環境基準については、光化学オキシダント、海域の COD を除き概ね達成しています。
- ◆ 騒音、振動及び悪臭に関する苦情の発生状況は、近年横ばいの傾向にあります。

課題

- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・地盤沈下、騒音・振動・悪臭などの対策は、環境政策の根幹を成すものであり、着実に推進していく必要があります。
- 特に光化学オキシダントや海域の COD などの環境基準を達成できていない項目や地域については、環境基準達成に向けて取組を強化する必要があります。

(5) 行動する人づくり

- ◆ 「廃棄物問題」や「地球温暖化」への関心が高まっています。
- ◆ SDGs の認知度は、「聞いたことがない」が 73.4% を占めており、内容まで知っている人は、7.7%（「聞いたことがあり、内容もよく知っている」、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」の合計）にとどまっています。



出典：「2019 年度第 1 回県政世論調査結果」（愛知県）

課題

- 県民の環境学習の機会の増大や様々なニーズへの対応を図っていく必要があります。
- 県民一人一人が SDGs を理解、認識し、具体的な行動を実践する担い手となるよう SDGs の理念を浸透させていく必要があります。

第3章 計画の目標

1 計画の目標

【計画の目標】 SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

【基本的な考え方】

- ◆ 愛知県環境基本条例の前文にある「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築」は、変わる事のない長期的な目標です。
- ◆ 日本一のモノづくり県であるからこそ、環境分野でもトップランナーであるべきという考えが本県のスタンスです。
- ◆ 環境面においても、安全・安心の確保はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環を統合的に向上させていくとともに、環境ビジネス振興による経済成長、グリーンインフラの推進によるレジリエンス（防災・減災）の強化などといった経済、社会との融合を図ることで、持続可能な社会づくりの国際目標である SDGs の達成に大きく貢献する「環境首都あいち」を実現します。
- ◆ 環境基本計画では、目指すべき姿に記載のとおり、環境面からのアプローチを主眼とし、「経済と社会」の融合を考慮しつつ、「環境と経済」、「環境と社会」の統合的向上を目指していきます。

目指すべき姿

○ 環境の各分野の統合的向上

安全・安心はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環の各分野が連携しながら、統合的な向上が図られており、全ての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一環境にやさしいあいち。

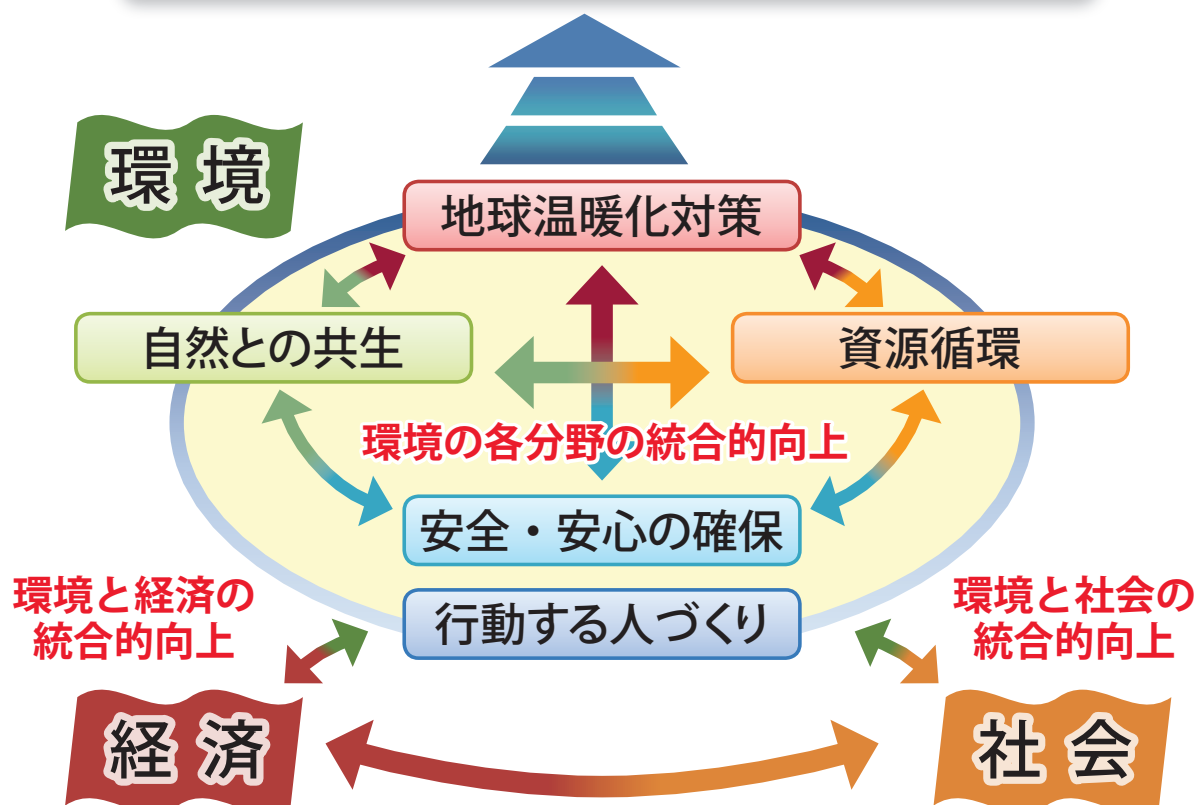
○ 環境と経済の統合的向上

工場の生産工程等において省エネ、省資源対策が進んでいるなど経済活動に環境配慮が織り込まれ、環境対応が企業の競争力強化となり市場規模が拡大している。地球規模の環境の危機をしっかりと認識した上で、環境課題の解決と企業の利益を同時実現するという考え方が定着し、気候変動適応ビジネスや資源循環ビジネスといった環境ビジネスや ESG 投資が拡大するなど、環境と経済成長が好循環しているあいち。

○ 環境と社会の統合的向上

県民一人一人が SDGs を認識し、環境に配慮した健康で心豊かなライフスタイルを実践するとともに、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組んでいる。また、気候変動により増大する自然災害リスクや感染症リスクも踏まえ、環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、地域資源を有効に活用し、環境で地域雇用が創出され、農山漁村と都市が交流するなど地域が活性化している魅力あるあいち。

SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」



2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

本計画の実現に向けては、「汚染者負担の原則」や「予防的な取組」の実施といった、従来からの環境施策における基本原則を踏まえつつ、第4次愛知県環境基本計画で掲げた5つの重点的な取組分野（地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくり）に引き続き取り組みます。

また、SDGsの達成に向けては、新たな課題に対して的確かつ迅速に対応し、複数の課題の統合的な解決を図るとともに、あらゆる人々の行動を促し、連携・協働を一層進めることが重要であるため、以下の4つの考え方を重視し、環境施策を展開します。

複数の課題の統合的解決

SDGsの考え方を活用し、一見すると両立が困難であり、トレードオフの関係にあると思われる課題を「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することで、特定の施策が複数の異なる課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決するよう施策を展開します。

新たな課題への的確・迅速な対応

気候変動への適応やプラスチックごみ問題、新型コロナウイルス対策など新たな課題に対して、上記「複数の課題の統合的解決」も踏まえ、的確かつ迅速に対応します。

「行動する人づくり」の推進

環境問題を自分事として捉え、県民や事業者が日常生活や事業活動において、意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう「人づくり」を推進します。

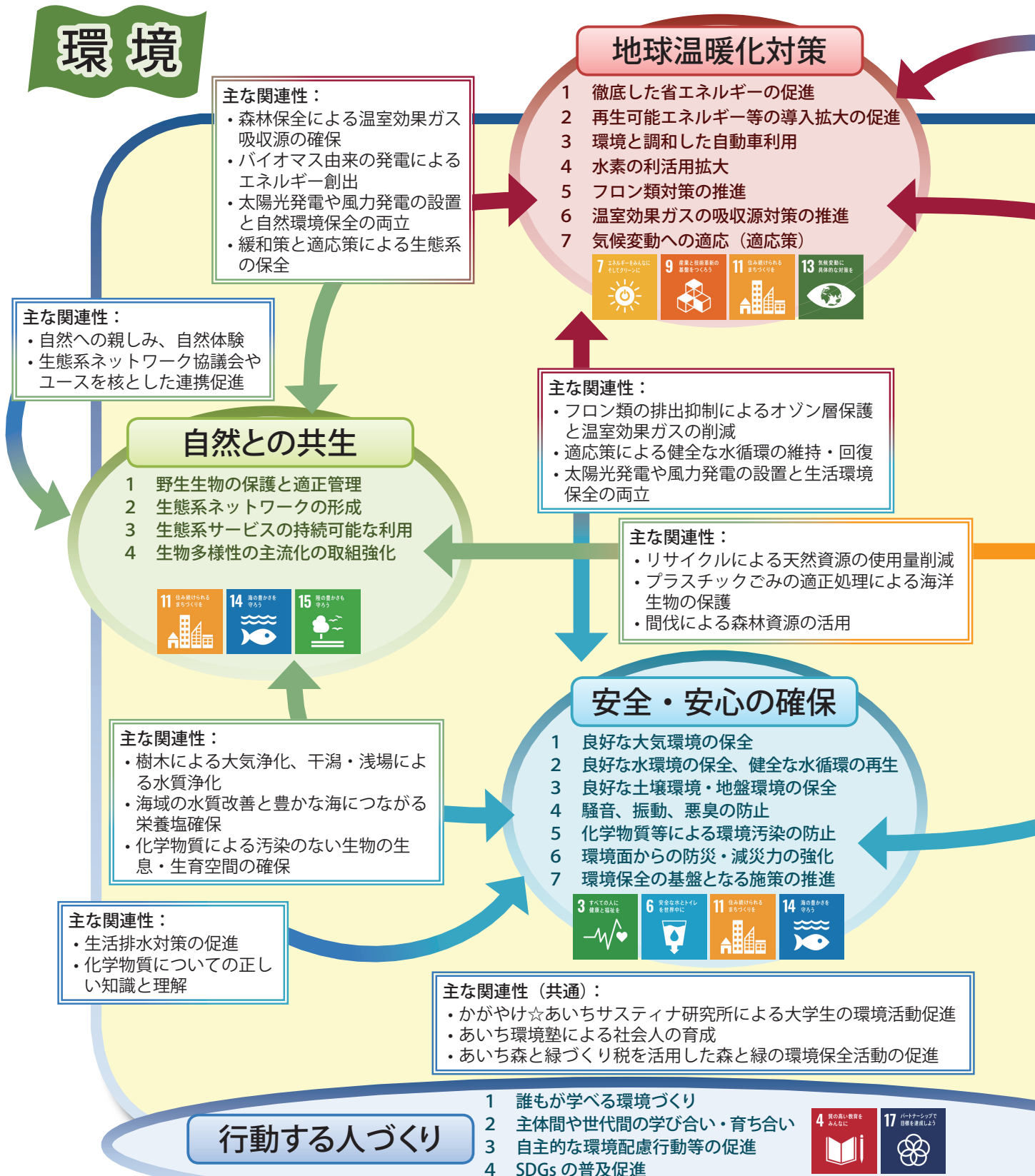
連携・協働による施策の展開

県民、事業者、NPO、行政など多様な主体や世代間が連携・協働した取組や、隣接県との広域連携、国際的な環境協力を進めます。

第4章 環境施策の方向及び指標

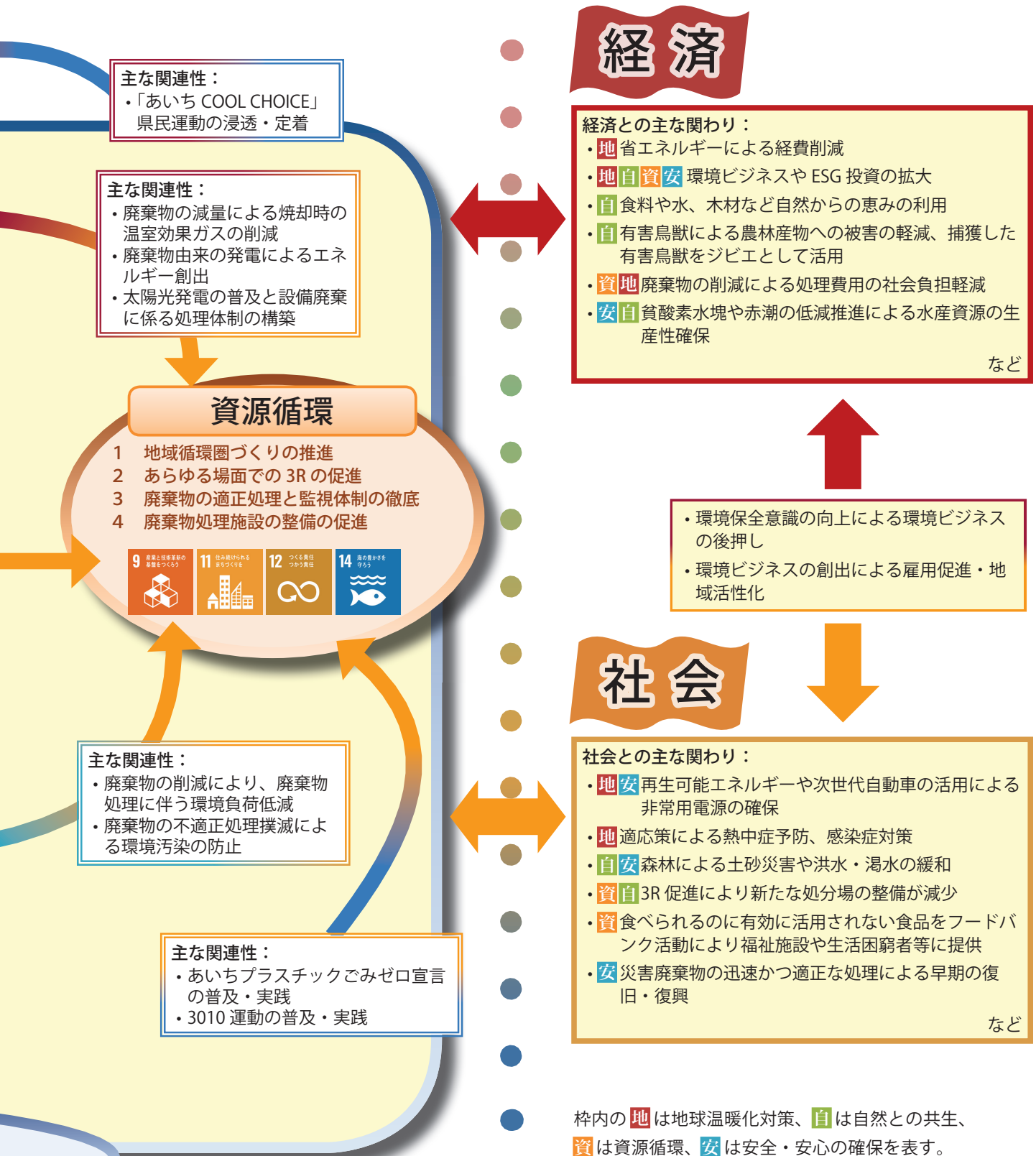
SDGsの達成を加速すべく、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各取組分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進します。

【各取組分野の関連性と経済】



- ◆ 各取組分野の施策を着実に進めながら、複数の課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決する施策のうち、特にSDGsの多くのゴールに貢献する重要な施策を重点施策として位置づけ、積極的に推進します。
- ◆ 施策の展開による効果を検証するための指標（数値目標）を設定します。

・社会との関わりのイメージ】



SDGs アイコンは、該当する主なゴールを表す。

1 地球温暖化対策

基本的な考え方

- ◆ 脱炭素社会の実現を見据え、国内外の動向を踏まえた地球温暖化対策に取り組みます。
- ◆ 事業者の自主的取組や、県民一人一人のエコライフへの転換等を通じて、徹底した省エネルギーを進めます。
- ◆ 本県の地域特性を生かした太陽エネルギーのさらなる活用やバイオマスなどの地域資源の活用など、再生可能エネルギー等の導入拡大を積極的に進めます。
- ◆ 次世代自動車の普及拡大や、公共交通を利用しやすい環境の整備等を行います。
- ◆ 再生可能エネルギーから製造した水素の利活用を一層進めます。
- ◆ 気候変動の影響に対する「適応策」を各分野において推進します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた経済の再建を行う際は、脱炭素社会への移行を見据えた、環境産業への投資も促進します。

複数の課題の統合的解決

- ◆ 地球温暖化対策に関する施策を進めることで、気候変動の抑制だけでなく、災害時等の非常用電源の確保、イノベーションの創出、環境ビジネスの拡大、地域雇用の創出、生態系の保全などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

施策の方向

1 徹底した省エネルギーの促進



(1) 環境にやさしいライフスタイルへの変革

県民一人一人の地球温暖化問題に対する意識を高め、ライフスタイルを転換するため、「あいち COOL CHOICE」県民運動などの普及啓発を推進します。

(2) 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減

事業活動における工程の改善や高効率・省エネ化型設備の導入による省エネ化推進により、地域経済の発展を目指しながら、温室効果ガスの削減を進めます。

(3) 環境に配慮した建築物の普及

省エネ性能の高い新築の建築物の普及を図るとともに、既存建築物の省エネ性能の向上を促進します。

2 再生可能エネルギー等の導入拡大の促進



(1) 再生可能エネルギーや未利用資源・未利用エネルギーの利用促進及び地産地消

再生可能エネルギー、地域の未利用資源・未利用エネルギーの利活用を推進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進めます。

(2) 環境・新エネルギー分野の産業振興の推進

環境・新エネルギー分野の技術開発を促進し、環境と経済が調和した活力ある産業社会の構築を目指します。

3 環境と調和した自動車利用



(1) 次世代自動車の普及拡大

次世代自動車の普及を促進することで、二酸化炭素の削減、大気汚染の改善とともに、自動車産業の振興・発展にも貢献します。

(2) 環境負荷の小さい交通・運輸への転換促進

公共交通ネットワークの確保・充実や普及啓発活動などを通じて、自動車と公共交通のバランスがとれた、環境負荷の小さい交通・運輸への転換を促進します。

4 水素の利活用拡大



再生可能エネルギーを活用した水素の製造などによる低炭素水素サプライチェーンの事業化を推進し、水素社会の実現を目指します。

5 フロン類対策の推進



フロン類の適正管理・回収処理による排出抑制やノンフロン製品などの普及を行います。

6 温室効果ガスの吸収源対策の推進



大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵対策、さらには生物多様性の保全や水源の涵養、防災対策等として、森林の整備・保全や都市緑化等を進めます。

7 気候変動への適応（適応策）



気候変動の影響を受ける各分野において、地域の実情に応じ、計画的・効果的に適応策を推進します。

進捗管理指標

項目	現状	目標 ^{※1}
温室効果ガス総排出量の削減率	2013年度比 ^{※2} で1.0%削減 (2017年度)	2013年度比 ^{※2} で26%削減 (2030年度)
家庭（世帯当たり）における年間エネルギー消費量	27.1GJ (2017年度)	21.5GJ (2030年度)
業務部門（延べ床面積当たり）の年間エネルギー消費量	0.28GJ (2017年度)	0.21GJ (2030年度)
自動車（一台当たり）の年間化石燃料消費量	1.01kL (2017年度)	0.71kL (2030年度)
総合的な環境性能に配慮した住宅・建築物（S,Aランク）の建築件数の累計	921件 (2019年度)	1,400件 (2025年度)

※1 国の2050年カーボンニュートラル宣言による動向を踏まえ、見直しを検討

※2 2013年度温室効果ガス総排出量 8,238万t-CO₂

重点施策

① 再生可能エネルギーの導入拡大・徹底した省エネルギーの促進と環境産業の振興

再生可能エネルギーの導入支援及び新エネルギーに関する研究・技術開発の促進、環境にやさしいライフスタイルへの変革や高効率な設備・機器の導入による徹底した省エネルギーの促進を行うことで、化石燃料の使用量が削減され、気候変動対策となります。また、観光産業の振興、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、さらには災害時の非常用電源の確保にもつながります。



② 次世代自動車の普及拡大

先進環境対応自動車導入促進費補助制度、充電インフラ及び水素ステーションの整備促進により、EV・PHV・FCVなどの次世代自動車の導入を促進することで、自動車からの二酸化炭素排出量の削減や大気汚染の改善を図ります。また、EV・PHV・FCVを災害時の非常用電源として活用することにより、レジリエントなまちづくりにも貢献します。



2 自然との共生

基本的な考え方

- ◆ 「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、あらゆる主体の連携により、生物多様性の損失を止め、その回復を目指します。
- ◆ 優れた自然環境を有する地域の保全や絶滅危惧種の保護を進めるとともに、侵略的外来種による生態系への影響を抑制します。また、有害鳥獣対策を強化します。
- ◆ 環境保全型農業や水産資源の保護など生態系サービスの持続可能な利用を行うとともに、農林水産業の有する多面的機能を発揮させる取組を進めます。
- ◆ 日常生活や社会経済活動に「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考え方として組み込まれる「生物多様性の主流化」を浸透させる取組を進めます。

複数の課題の統合的解決

- ◆ 自然との共生に関する施策を進めることで、温室効果ガスの吸収源確保、ヒートアイランド現象の緩和、農産物被害の軽減、移住者や交流人口の増加、土砂災害や洪水・渇水の緩和、健康増進などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

施策の方向

1 野生生物の保護と適正管理



(1) 生物の生息・生育空間の保全・再生

重要な生物生息地は、法や条例に基づく指定等により確実に保全します。また、都市内やその近郊など、様々な場所での生物の生息・生育空間の保全と再生を進めます。

(2) 希少野生生物の保護

希少野生生物について、危機に瀕している原因に応じて保護対策を行います。

(3) 外来種対策の強化

外来種が野生化して定着し、生態系への影響や、農林水産業や生活環境への被害をもたらす問題が顕在化してきており、外来種対策を強化します。

(4) 野生鳥獣の保護・管理

人の生活環境や農林水産業及び生態系に悪影響を及ぼしている種について、生息環境の管理や個体数の調整、被害防除などを組み合わせた総合的な対策を実施します。

2 生態系ネットワークの形成



(1) 生態系ネットワークの形成

地域の自然や社会の特性に応じて、点在する自然をネットワーク化した生態系ネットワークの形成を進めます。

(2) あいちミティゲーションの推進

土地の開発における自然への影響を回避、最小化、代償することにより、自然の保全・再生を促す「あいちミティゲーション」を推進し、土地利用の転換や開発といった産業活動と、生物多様性の保全との両立を進めます。

3 生態系サービスの持続可能な利用



(1) 農林水産業における持続可能な利用

農林水産業においては、これまで以上に生物多様性を重視する必要性があり、生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用の取組を進めます。

(2) 企業活動における持続可能な利用

事業活動を持続的、発展的に行うためには、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組をより一層進める必要があります、こうした企業の取組を促進します。

(3) 都市と農山漁村の交流

地域資源を活用して都市と農山漁村の交流を進めることで、地域の活性化とともに、生態系サービスの持続的な利用を追求します。

4 生物多様性の主流化の取組強化



(1) 生物多様性の価値の共有

様々な世代や多様な主体に属するすべての人が生物多様性の価値を共有する必要があるため、生物多様性に関する環境学習や調査研究を推進します。

(2) 多様な主体の参加と協働

生物多様性の保全に向け、多様な主体の自主的な行動の輪を広げ大きな活動として社会全体に浸透させていくため、多様な主体の協働を進めていきます。

(3) 国内外への成果発信、貢献

これまでの取組の成果を国内外に発信し、様々な主体との知見の共有、協力関係を形成することで自然と共生する社会の実現に貢献します。

進捗管理指標

項目	現状	目標
野生生物の絶滅回避	既に絶滅した動植物種 動物：32種、植物：50種 (2019年度)	県内野生絶滅種の新規発生ゼロ (2030年度)
外来種の定着防止	県内で初期確認段階の 特定外来生物（7種） (ヒアリはじめ外来アリ4種*、ク ビアカツヤカミキリ、カミツキガ メ、ヒガタアシ)	特定外来生物（左記7種）の定着 阻止（2030年度）
生態系ネットワーク協議会への参加 団体数	284団体（2020年度）	350団体（2030年度）
県民の「生物多様性」という言葉の 意味の認識状況	51.2%（2020年度）	75%（2030年度）
農地の保全活動面積	35,584ha（2019年度）	毎年 31,800ha（2025年度）
森林の保全活動面積	204ha（2019年度）	毎年 200ha（2025年度）
漁場の保全活動面積	5,290ha（2019年度）	毎年 5,200ha（2025年度）

※ヒアリ、アカカミアリ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ

重点施策

③ 「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築

「あいち方式 2030」は、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪として、多様な主体が共通の目標を持って、それぞれの土地や労力、費用、ノウハウなどを提供し合いながら、コラボレーションにより生物多様性保全を進める、本県独自の取組です。「あいち方式 2030」の重点的な取組として、自然環境情報や保全活動情報等を一元的に収集し、発信すると共に、関係主体間で情報共有し、保全活動の支援や新たな活動の展開を促します。



3 資源循環

基本的な考え方

- ◆ 本県は、製造品出荷額等が41年連続日本一のモノづくり県であり、企業の事業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増して資源循環に取り組みます。
- ◆ 循環経済（サーキュラー・エコノミー）の考え方を取り入れて、「地域循環圏」の実現に向け事業モデルを具体化し、県内各地に展開していきます。
- ◆ 「あいち資源循環推進センター」を核として、循環ビジネスの発掘、事業化から円滑な事業継続まで一貫して支援する本県独自の取組を進めます。
- ◆ 「あいちプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、「ポイ捨ての防止」、「3Rプラス1の徹底」、「プラスチック代替製品の提供や利用」など、地域をあげた取組を促進します。
- ◆ 食品廃棄物の発生抑制を一層進めます。また、食品ロス（まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減を進めます。
- ◆ 廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止や早期対応による環境汚染の拡大防止を図ります。

複数の課題の統合的解決

- ◆ 資源循環に関する施策を進めることで、環境ビジネスの拡大、天然資源の使用量や温室効果ガスの削減、海洋生物の保護、貧困対策などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

施策の方向

1 地域循環圏づくりの推進



(1) 地域循環圏の具体化

循環経済の考え方も踏まえながら、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、困難なものは広域的な資源循環を先導する事業モデルの具体化、展開を進めます。

(2) 循環ビジネスの創出・活性化

地域循環圏づくりに資するような先導的な循環ビジネスの発掘・創出から事業化、活性化までを循環経済の考え方を踏まえながら、総合的に支援します。

2 あらゆる場面での3Rの促進



(1) 県民や事業者が行う自主的な3Rの取組の促進

製造、流通、使用、廃棄のあらゆる場面での県民や事業者の自主的な3Rの取組を促進します。

(2) 市町村の取組支援

資源循環の分野は、市町村の果たす役割が特に大きいため、市町村の取組を積極的に支援します。

3 廃棄物の適正処理と監視指導の徹底



(1) 廃棄物の適正処理の指導

廃棄物については、まずは発生を抑制し、どうしても発生するものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環利用し、それでも発生するものは確実に最終処分を行うように、適正処理を指導します。

(2) 不適正処理の未然防止

廃棄物の不適正処理の未然防止を進めます。

4 廃棄物処理施設の整備の促進



(1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

循環型社会の形成、廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備は必要不可欠であり、地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備を促進します。

(2) 広域的な最終処分場の整備

県民の生活や産業活動を支える上で、安定的な最終処分場の確保が必要です。このため、計画的かつ広域的な最終処分場の整備を進めます。

進捗管理指標

項目		現状 (2018年度)	目標 (2021年度) ※1
廃棄物の排出量	一般廃棄物	251.5万t (2014年度比※2で1.4%削減)	240.4万t (2014年度比※2で約6%削減)
	産業廃棄物	1,608.4万t (2014年度比※3で5.5%増加)	1,570.5万t (2014年度比※3で増加を約3%に抑制)
廃棄物の再生利用率	一般廃棄物	21.8% (2014年度※4から0.5ポイント減少)	約23% (2014年度※4から約1ポイント増加)
	産業廃棄物	67.0% (2014年度※5から3.4ポイント減少)	約74% (2014年度※5から約4ポイント増加)
廃棄物の最終処分量	一般廃棄物	19.0万t (2014年度比※6で10.8%削減)	19.8万t (2014年度比※6で約7%削減)
	産業廃棄物	89.9万t (2014年度比※7で0.3%増加)	82.9万t (2014年度比※7で約7%削減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量		517g	500g

※1 2022年度以降については、愛知県廃棄物処理計画(2021年度改定予定)で新たに設定する

※2 2014年度の一般廃棄物の排出量 255.1万t

※3 2014年度の産業廃棄物の排出量 1,524.9万t

※4 2014年度の一般廃棄物の再生利用率 22.3%

※5 2014年度の産業廃棄物の再生利用率 70.4%

※6 2014年度の一般廃棄物の最終処分量 21.3万t

※7 2014年度の産業廃棄物の最終処分量 89.6万t

重点施策

④ 地域循環圏づくり

地域循環圏づくりを進めることで、天然資源やエネルギーの使用が抑制され、廃棄物が削減されるとともに、二酸化炭素排出量が削減されます。また、循環経済を踏まえた循環ビジネスが創出されることで、経済成長と環境負荷低減の同時達成を図ります。



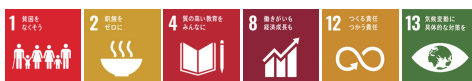
⑤ プラスチックごみゼロ

プラスチックの使用削減や廃プラスチックの適正処理、生分解性プラスチック、プラスチック代替品の利用を促進することで、化石燃料の使用量の削減や環境負荷低減に配慮しつつ、海洋プラスチックごみの削減や素材関連の環境ビジネスの振興を図ります。



⑥ 食品ロスの削減

食品ロス削減に取り組むことで、処理される食品廃棄物が削減され、製造から処理までに発生する二酸化炭素排出量も削減されるとともに、食料資源の効率的利用につながります。また、フードバンク活動を進めることにより、貧困対策にもなります。



4 安全・安心の確保

基本的な考え方

- ◆ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・地盤沈下、騒音・振動・悪臭などへの対策を着実に進めます。
- ◆ 環境基準達成率の低い光化学オキシダントへの対応を進めます。
- ◆ 閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾について、海域環境再生に向けた総合的な対策を行います。
- ◆ 単独処理浄化槽の下水道への接続や合併処理浄化槽への早期転換を促進します。また、「優良浄化槽保守点検業者認定制度」を活用し、浄化槽の適正な維持管理を推進します。
- ◆ 災害廃棄物の処理体制の強化や有害物質による環境汚染の監視体制を徹底します。

複数の課題の統合的解決

- ◆ 安全・安心に関する施策を進めることで、暮らしやすいまちづくり、良好な自然環境、水産資源の保護回復、災害の未然防止や災害からの早期復旧などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

施策の方向

1 良好な大気環境の保全



(1) 大気環境に係る規制・指導の実施

大気環境の状況を引き続き把握するとともに、法令等に基づき規制・指導を実施します。

(2) アスベストの飛散防止対策の徹底

アスベストが使用されている建築物の解体は、今後増加が見込まれることなどから、アスベストの飛散防止対策を徹底します。

2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生



(1) 水環境に係る規制・指導の実施

水環境の状況を引き続き把握するとともに、法令等に基づく規制・指導を実施します。

(2) 生活排水対策の推進

合併処理浄化槽への転換等、生活排水対策を積極的に推進します。

(3) 伊勢湾・三河湾の海域環境再生

様々な主体の連携・協働による伊勢湾・三河湾の海域環境の再生の取組を推進します。

(4) 流域が一体となった取組の促進

健全な水循環を再生するため、上流から下流までの流域全体を視野に入れ、総合的に施策を推進します。

3 良好な土壌環境・地盤環境の保全



(1) 土壌汚染対策の推進

土壌・地下水汚染の未然防止、汚染判明時の適切な指導・調査の実施により、有害物質による健康被害を防止します。

(2) 地盤沈下対策の推進

地下水の適正な利用により地盤環境の保全を図ります。

4 騒音、振動、悪臭の防止



法令等に基づく規制や発生源の対策を推進します。

5 化学物質等による環境汚染の防止



(1) 事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進

化学物質の適切な利用や管理、情報提供を進めます。

(2) PCB 廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、法令で定められた期限までの適正な処理を推進します。

6 環境面からの防災・減災力の強化



(1) グリーンインフラの推進

自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」に関する取組を推進します。

(2) 災害発生時における体制の強化

災害発生時に迅速に環境調査や災害廃棄物、生活排水の適正処理を実施するための体制の強化を進めます。

(3) 自立・分散型電源の確保

災害発生時に必要な電源を迅速に供給できる太陽光発電施設や蓄電池等の自立・分散型電源の導入を推進します。

7 環境保全の基盤となる施策の推進



(1) 公害の防止、健康被害の予防・救済

法令等に基づき公害の防止を着実に進めるとともに、健康被害の予防・救済に取り組みます。

(2) 環境影響評価制度の的確な運用

環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境保全の見地からより望ましい事業計画となるよう、環境影響評価制度の的確な運用を行います。

(3) 環境に関する調査研究・情報提供の推進

環境保全等に関する調査研究を進め、その成果等の情報を広く提供します。

進捗管理指標

項目	現状	目標
環境基準の達成状況	大気汚染 光化学オキシダント：達成率 0%（2019 年度） 微小粒子状物質：達成率 100%（2019 年度） 公共用水域の水質汚濁 河川の BOD：達成率 94%（2019 年度） 海域の COD：達成率 45%（2019 年度） 全窒素：達成率 83%（2019 年度） 全りん：達成率 100%（2019 年度） ダイオキシン類 公共用水域の水質：達成率 93%（2019 年度）	全項目及び 全地点での達成 （2030 年度）
汚水処理人口普及率	91.0%（2018 年度末）	95%（2025 年度末）

重点施策

⑦ 海域の生物多様性や水産資源の生産性を考慮した水質改善

栄養塩の適切な管理の検討や干潟・浅場・藻場の保全・造成を行うことで、海域の生物多様性や水産資源の生産性（経済面）に考慮しつつ、閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾の水質改善を図ります。また、これらは環境学習、自然観察の場となり、藻類の光合成は二酸化炭素を吸収します。



5 行動する人づくり

基本的な考え方

- ◆ 未就学児童から中高年・シニアに至る世代に応じた本県独自の特色ある環境学習を推進します。
- ◆ 多様な主体や世代間が連携・協働した取組を一層強化することにより、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」をさらに推進していきます。
- ◆ 県が行っている環境学習等の取組について、市町村などと連携し、「人づくり」の裾野を県内全域に広げていきます。
- ◆ SDGs 未来都市として、県民一人一人が SDGs を理解、認識し、具体的な行動を実践する担い手となるよう SDGs の理念を浸透します。

複数の課題の統合的解決

- ◆ 行動する人づくりに関する施策を進めることで、生涯学習、高齢者の活躍の場、地域コミュニティの活性化、企業の CSR (社会貢献) や CSV (共通価値の創造) の促進などにもつなげ、複数の課題 (経済、社会分野を含む) の統合的解決を目指します。

施策の方向

1 誰もが学べる環境づくり



(1) 各世代に応じた環境学習等の実施

環境学習等は、持続可能な社会を支える人づくりであり、継続的・発展的な実施が必要です。また、各世代に応じた環境学習等を実施します。

(2) 環境学習の機会等の情報収集・発信

環境学習講座や環境保全活動等の情報について、情報収集し、とりまとめて分かりやすく発信することで、環境学習の機会等を十分活用できるようにします。

2 主体間や世代間の学び合い・育ち合い



(1) 多様な主体の連携・協働

環境学習等は、地域を教材とした自然体験、社会体験、生活体験などの実体験を通して、より実践的に実感を持って学ぶことが重要であり、様々な主体が持つ人材や場所、プログラムなどの資源を生かし合う、多様な主体の連携・協働を進めます。

(2) 世代間の連携・協働

異なる世代が学び合うことで、異なる時代のことを知り、互いに気づきや発見を得る育ち合いに発展するため、世代間の連携・協働を進めます。

3 自主的な環境配慮行動等の促進



(1) 消費行動における環境配慮の促進

日々の暮らしの中の各家庭での消費行動が、全体では大きな力となり、事業者や行政など社会を動かすことにつながるため、環境に配慮した消費行動を促進します。

(2) 事業者による環境配慮活動の促進

事業者は、事業活動が環境に与える影響を絶えず自覚し、環境に配慮した取組を積極的に進めていくことが求められているため、事業者による環境配慮活動を促進します。

4 SDGsの普及促進

(1) SDGsの理念の浸透

SDGsの理念について、様々な情報伝達手法の活用や教育機関との連携等により浸透を図り、環境に配慮した行動を行う人づくりを進めます。

(2) SDGs達成に向けたパートナーシップの構築

SDGsの達成のために、多様な主体が連携した取組を促進します。特に、普及啓発・人材育成において、活動のノウハウを持ち、本県でSDGsに積極的に取り組むNPOや活動団体との連携を強化していきます。



進捗管理指標

項目	現状	目標(2030年度)
環境学習や環境保全活動への参加状況	62.4% (2016年度)	80%
愛知県環境学習施設等連絡協議会(AEL ネット)の加盟施設が行う環境学習の年間参加者数	67,853人 (2019年度)	73,000人
SDGsの理解度	7.7% (2019年度)	50%を上回る

重点施策

⑧ SDGsの普及促進

SDGs達成に向けた県内の企業、大学、NPO、市町村などの取組を共有し、県民を含めたパートナーシップを構築するため、SDGsを推進するイベントを開催します。これにより、県内のSDGsパートナーシップの構築の機会にするとともに、SDGs達成に向けた取組を加速化させることができます。また、SDGsに沿った環境に配慮した出展や運営を行うことで、リードモデルとして国内外に発信できます。



⑨ 誰もが学べるあいちの環境学習による人材育成と自主的取組の促進

世代に応じた環境学習プログラム等による誰もが学べる環境づくり、多様な主体や世代間の連携・協働を進めることで、自主的に環境配慮行動をとることができる人材が育成され、持続可能な社会の実現に貢献します。



第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 各主体の役割

県民の役割

県民は、ライフスタイルを見つめ直すことにより、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した自主的な行動に取り組むことが求められます。

事業者の役割

事業者は、あらゆる事業活動において、法令順守の徹底はもとより、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めていくことが求められます。

NPOの役割

NPOは、専門的な知識や技術を生かして、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な環境保全活動や、環境学習を行うことが求められます。また、各主体との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を進めていく役割が求められます。

大学・研究機関の役割

大学・研究機関は、専門的な見地からの調査・研究を行い、得られた科学的知見の普及を図ることが求められます。また、専門性を生かした環境学習を実施することが求められます。

行政の役割

県は、本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進すると同時に、県自らも事業者及び消費者としての立場から、率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。

市町村は、地域に密着した環境づくりを進める上で重要な役割を担っており、本計画を踏まえ、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を進めていくことが求められます。また、県と同様、環境への負荷低減に自ら率先して取り組むことが求められます。

(2) 計画の推進体制

- ◆ 「あいち環境づくり推進協議会」などを通じて、県民、事業者、NPO、行政が協働して計画を推進します。
- ◆ 「愛知県環境対策推進会議」において、県の全庁横断的な計画の推進を図ります。
- ◆ 市町村との連携を図るため、「環境基本計画市町村会議」において情報提供や調整を行います。
- ◆ 国や隣接する県等と連携し、広域的な環境対策を推進します。
- ◆ 国際的な環境協力を推進するとともに、国内外に向けて本県の取組を発信します。

2 計画の進行管理

本計画に掲げた目標や施策については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、PDCAサイクルによって適切な進行管理を行います。本計画の目標や施策に沿って、新たな個別計画の策定や既存の個別計画の見直しなどを適切に進めます。

策定の経過

- 第1回 愛知県環境審議会（2019年8月19日）
知事から愛知県環境審議会に「愛知県環境基本計画の改定について」諮問
同日付で同審議会総合政策部会に付託
- 第1回 愛知県環境審議会総合政策部会（2019年10月10日）
第4次愛知県環境基本計画の進捗等の点検及び課題の整理
- 第2回 愛知県環境審議会総合政策部会（2019年12月26日）
第5次愛知県環境基本計画の策定の方向性について審議
- 第3回 愛知県環境審議会総合政策部会（2020年3月24日）
第5次愛知県環境基本計画の方向性及び骨子（枠組み）について審議
- 第4回 愛知県環境審議会総合政策部会（2020年8月3日）
第5次愛知県環境基本計画の素案について審議
- 第5回 愛知県環境審議会総合政策部会（2020年10月6日）
第5次愛知県環境基本計画の中間とりまとめ案について審議
- 第2回 愛知県環境審議会（2020年11月17日）
第5次愛知県環境基本計画の中間とりまとめ案について報告
- パブリック・コメントの実施（2020年12月1日～2021年1月4日）
第5次愛知県環境基本計画の中間とりまとめについてパブリック・コメント実施
- 第6回 愛知県環境審議会総合政策部会（2021年1月21日）
パブリック・コメントの意見の内容について報告
第5次愛知県環境基本計画の部会報告案について審議
- 第3回 愛知県環境審議会（2021年2月2日）
答申案について審議
愛知県環境審議会から知事に対し「愛知県環境基本計画の改定について」答申
- 愛知県環境対策推進会議（2021年2月12日）
第5次愛知県環境基本計画を決定

第5次愛知県環境基本計画 概要版

2021年2月策定

2021年3月発行

愛知県環境局環境政策部環境政策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL：052-954-6210（ダイヤルイン）

FAX：052-954-6914

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>